

## 副会長・常務理事業務分担規程

### 第1条

定款第24条の3に定める副会長・常務理事の業務分担は以下の通りとする。

副会長は、総務部、学術部、地区会、環境放射線部を統括し、職務を執行する。

常務理事は、企画情報部、教育部、編集部、社会事業部を統括し、職務を執行する。

[規程の改廃]

第2条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

### 附則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める、公益法人の設立の登記の日から施行する。